

公益財団法人逗葉地域医療センターに係る補正予算について

● 公益財団法人逗葉地域医療センターの一部事業廃止について

公益財団法人逗葉地域医療センターは、主要な公益目的事業の一つとして、長きにわたり、逗葉地域における健診・検診事業を実施してきましたが、このたび経営状況の悪化等により、令和 8 年度末をもって、健診・検診事業を廃止することを決定しました。

● 公益財団法人逗葉地域医療センターからの支援要望について

公益財団法人逗葉地域医療センターでは、経営状況の悪化及び健診・検診事業の廃止に対応するために、逗子市長、葉山町長に対して、一次救急医療対策事業指定管理料の補正及び令和 8 年度予算の補填について要望があり、要望内容を精査のうえ、補正予算の提案をするものです。

○ 補正予算の概要

(1) 一次救急医療対策事業に係る指定管理料の補正額

一次救急医療対策事業に係る令和 7 年度不足額及び令和 8 年度指定管理料増額
66,862,018 円（うち葉山町負担金 22,499,190 円）

(2) 令和 8 年度予算の補填額

健診・検診事業の廃止に伴い生じる退職金や設備処分費の費用等に対する補填

① 人員削減に伴う退職金の補填

50,563,484 円

② 健診・検診事業の廃止に伴う設備処分費等の補填

7,868,960 円

③ 令和 8 年度健診・検診事業及び訪問看護事業の赤字補填

38,694,600 円

④ 給与改定及び定期昇給実施のための補填

8,883,058 円

計 106,010,102 円（逗子市分 71,026,768 円、葉山町分 34,983,334 円）

《参考》財団について

(1) 財団の公共における位置付け等

財団は、昭和 58 年、逗葉医師会が「公衆衛生センター」において、逗子市、葉山町から受託し、実施していた休日、夜間の急患診療を継承する形で、逗葉医師会、逗子市、葉山町から出捐金を受けて設立され、平成 24 年に公益財団法人に移行して現在に至ります。

財団は、「逗子市及び葉山町が行う地域医療対策の円滑な推進を図るため、関係団体の協力のもとに急患診療業務、各種健診業務等を行うとともに、在宅の要介護者や療養者等への訪問看護の提供や在宅医療・介護連携推進事業を実施することにより、逗子市民及び葉山町民の健康の保持増進と福祉の向上に寄与すること」を目的にしており、特に逗葉地区における一次救急事業の受託者として重要な役割を担っています。

(2) 財団の議決機関

財団には、定款の変更や基本財産の処分などの重要事項を決議する評議員会と、業務の執行や評議員会への議案提出などを職務とする理事会が設置されており、各会議は、逗葉三師会、逗子市、葉山町から選出された評議員、理事等で構成されています。

本件に関するお問い合わせ先：

福祉部国保健康課 山下、梶山